

議案第 1 号

施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(階上町立体育館条例の一部改正)

第 1 条 階上町立体育館条例(昭和 51 年階上町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 1 及び別表第 2」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表(第 11 条関係)

区分	1時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
競技場	1,300円	1,500円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前9時から午後9時30分までとする。 2 入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。 3 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規

			定する消費税及び 地方税法(昭和25年 法律第226号)に規 定する地方消費税 が加算される。
--	--	--	---

別表第2を削る。

(階上町石鉢ふれあい交流館条例の一部改正)

第2条 階上町石鉢ふれあい交流館条例(平成15年階上町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第9条関係)

区分	1時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
サークル活動室	250円	450円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前9時から午後9時までとする。
小会議室	250円	350円	
会議室	250円	450円	
調理実習室	250円	450円	2 入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。
和室	500円	700円	
多目的ホール	1,200円	1,600円	3 冷房を使用する場合は、暖房使用料に準ずる。
			4 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税

			が加算される。
			5 地域住民が自治活動等に使用する場合は、部屋数にかかわらず、使用1回につき500円とする。

別表第2(第9条関係)

区分	個人使用(1回につき)			回数券(10回)		摘要
	一般(大学生含む。)	高校生 中学生	シャワー	一般(大学生含む。)	高校生 中学生	
トレーニングルーム	250円	150円	60円	2,000円	1,200円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前9時から午後9時までとする。 2 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を含む。

(階上町交流の森条例の一部改正)

第3条 階上町交流の森条例(平成15年階上町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号の表を次のように改める。

区分	1時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
ホール	500円	900円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、
和室	500円	700円	

			午前 9 時から午後 9 時までとする。
		2	入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。
		3	冷房を使用する場合は、暖房使用料に準ずる。
		4	左記使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税が加算される。

第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 削除

(3) 削除

(階上町住民集会所条例の一部改正)

第 4 条 階上町住民集会所条例(平成 17 年階上町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 5 条関係)

区分	1 時間当たり	摘要
暖房を使用しない場合	500 円以内	1 光熱水費を多量に使用する場合は、その実費を徴収することができる。 2 入場料を徴収して使用する場合は、左
暖房を使用する場合	800 円以内	

		記使用料の倍額とする。
		3 冷房を使用する場合は、暖房を使用する場合の使用料に準ずる。
		4 左記使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税が加算される。
		5 地域住民が自治活動等に使用する場合は、部屋数にかかわらず、使用 1 回につき 500 円以内とする。

(ハートフルプラザ・はしかみ条例の一部改正)

第 5 条 ハートフルプラザ・はしかみ条例(平成 20 年階上町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 1 及び別表第 2」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

区分	1 時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
大会議室	500 円	800 円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前 9 時から午後 9
中会議室			
和室			

教養娯楽室	500 円	700 円	時までとする。 2 入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。 3 冷房を使用する場合は、暖房使用料に準ずる。 4 左記使用料には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税が加算される。
小会議室	250 円	350 円	
調理室	250 円	350 円	
大ホール	1, 200 円	2, 000 円	
応接室	250 円	350 円	

別表第 2 削除

（階上町わっせ交流センター条例の一部改正）

第 6 条 階上町わっせ交流センター条例（平成 23 年階上町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号の 1 の表を次のように改める。

区分	1 時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
交流室	480 円	780 円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前 9 時から午後 9 時までとする。 2 入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。 3 冷房を使用する場合は、暖房使用料に

			準ずる。 4 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税が加算される。
--	--	--	--

第8条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 削除

(3) 削除

(階上町公民館条例の一部改正)

第7条 階上町公民館条例(平成26年階上町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1から別表3まで」を削り、「消費税」の次に「法」を加え、同条第3項中「第2項」を削る。

第18条第1項ただし書中「第1項第4号」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表(第15条関係)

区分	1時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
大会議室(和)	500円	800円	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前9時から午後9時までとする。
調理室	250円	350円	
サークル活動室	250円	350円	
講座室	250円	450円	
和室(小)	250円	350円	2 入場料を徴収して使用する場合は、左記使用料の倍額とする。
			3 冷房を使用する場

			合は、暖房使用料に準ずる。
			4 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税が加算される。

別表第2及び別表第3を削る。

(金山沢水郷館条例の一部改正)

第8条 金山沢水郷館条例(平成26年階上町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第15条関係)

使用区分	施設区分	1時間当たり	摘要
・営利目的で使用する場合	集会室(前)	500円以内	1 使用時刻は、特別の事情がない限り、午前9時から午後9時30分までとする。
	集会室(後)		
	休憩室		
	炊事室		
	屋内運動場	1,500円以内	2 「営利目的」には
・地域の自治会活動で使用する場合	集会施設等の使用1回につき500円以内		月謝の発生するような稽古事を含むものとする。
			3 光熱水費を多量に利用する場合は、その実費を徴収することができる。
			4 左記使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規

		定する消費税及び 地方税法(昭和25年 法律第226号)に規 定する地方消費税 が加算される。
--	--	---

(階上町道仏交流センター条例の一部改正)

第 9 条 階上町道仏交流センター条例(平成 28 年階上町条例第 16 号)の一部を
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 15 条関係)

区分	1時間当たり		摘要
	暖房を使用しない場合	暖房を使用する場合	
会議室1	250円	350円	1 使用時刻は、特別 の事情がない限り、 午前9時から午後9 時30分までとする。
会議室2			
多目的ホール	1,250円	1,750円	2 営利目的で使用する 場合は、左記使用 料の倍額とする。 3 冷房を使用する場 合は、暖房使用料に 準ずる。 4 左記使用料には、 消費税法(昭和63年 法律第108号)に規 定する消費税及び 地方税法(昭和25年 法律第226号)に規 定する地方消費税 が加算される。 5 地域住民が自治活

			動等に使用する場合は、部屋数にかかわらず、使用1回につき500円とする。
--	--	--	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



提案理由

施設使用料の見直しに伴い、関係条例を整備するため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。